特定原産地証明書取得手続き

STEP5 企業登録

企業登録の留意点①

- ▶企業の実在確認が目的
- ▶ 1企業1登録(有効期間:2年間、更新手続き要)
- ▶ 非特恵原産地証明の貿易登録とは別登録
- ▶すでに他のEPAで登録済みの場合は登録不要
- ▶登録情報に変更があった場合は速やかに変更手続を 「社名」「住所」「代表者」に変更がある場合は事前に 日本商工会議所 国際部まで必ずご連絡を

【新規登録について】

- ○登録手数料は無料
- ○必要書類(法人の場合)
 - 「登録申請書」(WEB上で作成し、印刷)
 - 「履歴事項全部証明書」

以上を揃え、日本商工会議所 国際部へ提出

(※具体的な手続き(法人・個人)については発給申請マニュアル P47~52参照)

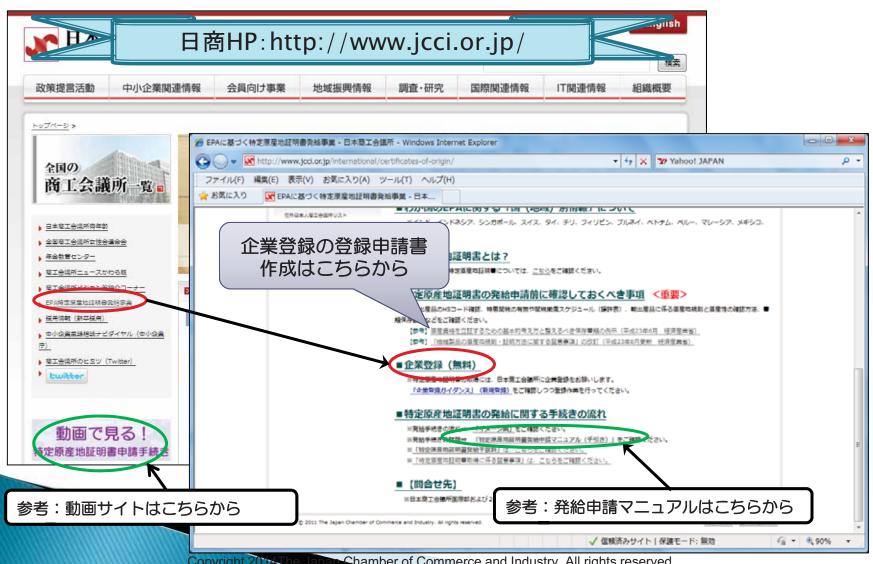
企業登録の留意点②

【サイナー登録】

- ▶登録企業の代表者から特定原産地証明書の受給に係る 手続きに関する権限の委任行為
- ▶ 1 登録企業に複数のサイナー登録可能(上限なし)
- ▶ サイナー有効期間二企業登録の有効期間と同じ
- ▶ 登録されたサインが、特定原産地証明書に印字される
- ▶登録サイナー情報に変更(削除・追加含む)があった 場合は速やかに変更手続きを
 - →発給システムにて変更の申請書を作成し、 日本商工会議所・国際部に提出

新規企業登録の手続きは日商HPから

(※具体的な手続きについては、発給申請マニュアルご参照)



〒111-0000 東京都千代田区神田須田町2-3

日商製作所 株式会社

国際部

日商 次郎 様

重要

2012年04月12日 日本畜工会議所

電子情報処理組織による支援を受けるための 織別番号・暗証番号通知書

「JCCI特定原産地証明書発給システム」の識別番号および暗証番号等を通知いたします。

企業登録番号	*****
長名者(サイナー)名	****
職別番号 (ユーザ1 D)	****
暗証書号 (パスワード)	****
日育発給システムURL	****

注意: Internet ExplorerなどのWebブラウザのアドレスパーに上記URLを直接入力して下さい。 ※yahooやGoogleなどのボータルサイトの検索パーに入力しても表示できません。(一般には非公開のため)

<通知書にかかる注意事項> (必ずお読みください)

- ①上記URLに対するリンクおよびRRLを第三者に開示することは、ご達慮ください。
- ②本通知書の管理 (ユーザID、パスワードの管理) は最重に行ってください。上記署名者以外の者の利用は、 責社のコンプライアンスに悪影響を及ぼします。他人の目に触れることのないようにしてください。
- ②本紙は再発行できませんので、大切に保管してください。
- ④会社名・住所等、企業登録情報に重要な変更が生じる場合は、必ず事前にご相談下さい。

変更手続きをせずに証明書が発行された場合、延済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律 に到り、経済産業省へ報告が必要となりますので、十分ご注意ください。

<発動学続きにかかる信意事項>

- 発給申請書には、原産性を明らかにした資料を能えることが必要です。協定や原産地規則等を理解せずに申請し、原産性確認に係るその他の資料が十分でないなどにより、原産性がないことが判明して所要の報告をしない。
 企偽の申請や資料の提出を行うと、法律の罰則が適用される場合があります。また、相手国の検認の結果、EPA関税の番禺の取り消しなどの知分が課される場合もあります。
- 初めての原産品判定依頼(産品が特定原産品かどうか)を行う際、原産品であることを明らかにする書類が整っているか不安な場合は、必ず日商事務所までお問合わせください。
- ・協定や原産地規則、発給手続きについては、以下の日南田をご確認ください。 (2007年 1787年 1887年 18
- (日商即: EPAに基づく特定原産地証明書発給事業) http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epazenpan.html ※特定原産地証明書発給マニュアルをご覧ください→ http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

〈日園登録内容〉 ※以下内容は、食殿が原産地証明書発給申請すると証明書に記載される内容となります。

英文企業名	Nissho Seisakujo Co., Ltd.	
英文住所	1-1-1-101, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan	
英文サイナー名	Saburo Nissho	
英文役職名	General Manager	

<本件担当/問合わせ先> 日

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

TEL: 03-3283-7850, FAX: 03-3216-6497, E-mail: tokuteico@jcci.or.jp

【サイナー登録手続き完了時】

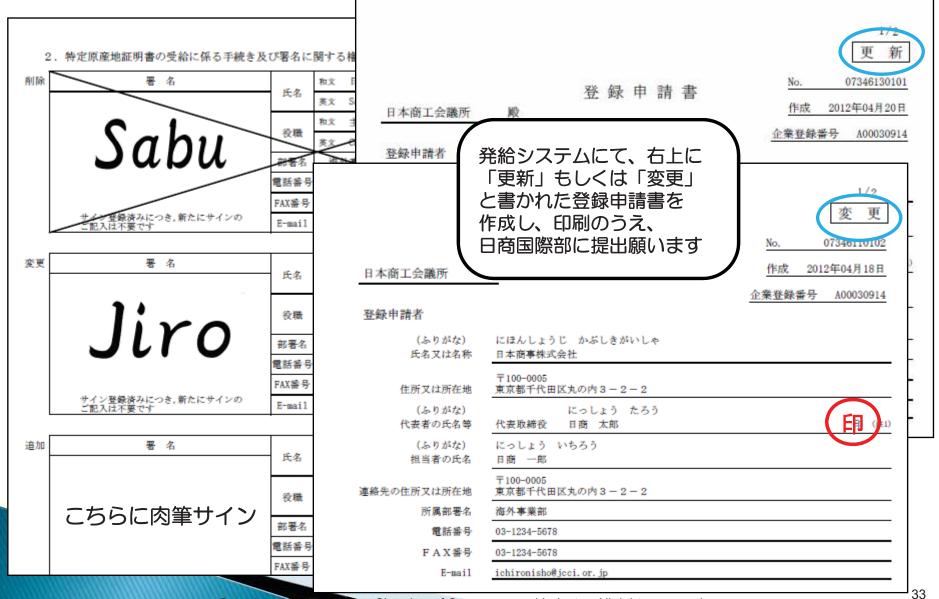
重要な書類です。 大切に保管をしてください。

- 最大7営業日で登録が完了
- 登録完了後、簡易書留にて 郵送。
- (連絡担当者宛に一括郵送)

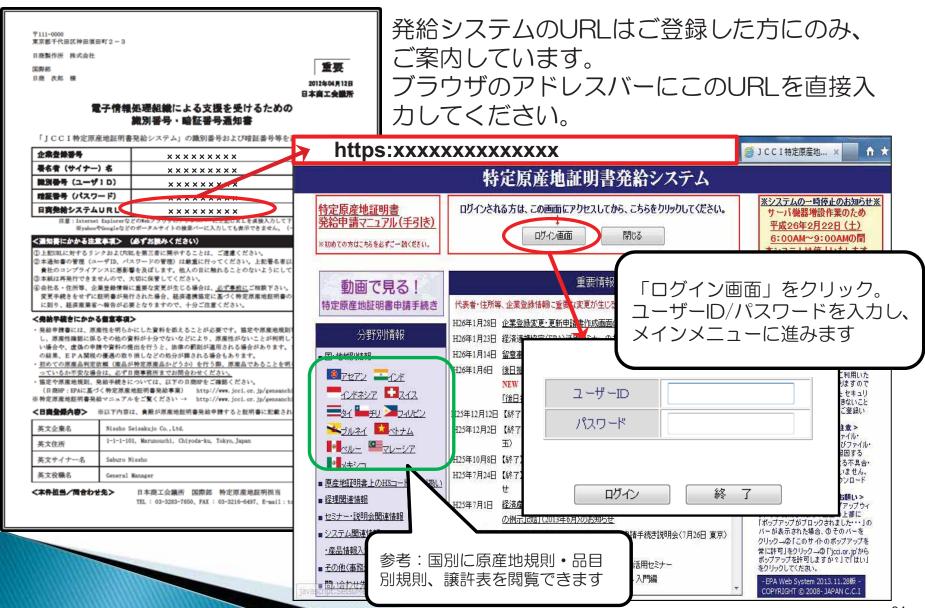
企業登録に係る操作説明書



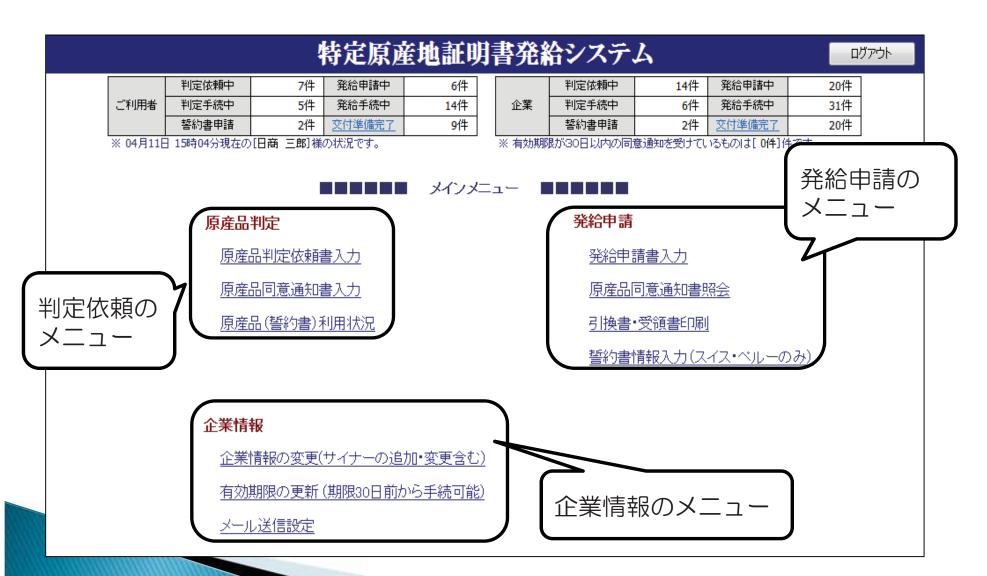
企業登録の更新/変更手続きの登録申請書



発給システムログイン方法



発給システムログイン後のメインメニュー



特定原産地証明書取得手続き

STEP6 原産品判定依頼

原産品判定依頼の留意事項①

- ▶ HSコードの入力は6桁 「輸入者を通じて輸入国税関に確認をする」
- ▶協定により使用するHSが異なる

HS2002 日メキシコ・日マレーシア・日チリ・日タイ・日インドネシア 日ブルネイ・日アセアン・日フィリピン 日スイス・日ベトナム・日インド・日ペルー

- ト各協定ごとに原産品判定依頼が必要
 - ・原産地規則、品目別規則が異なるため
- ▶原産品判定依頼の前に、輸出品が原産品であることを判断できる資料の整備が必要
 - 当該資料の提出は原則不要
 - ・ 判定事務所の求めに応じて、即時に提出が必要

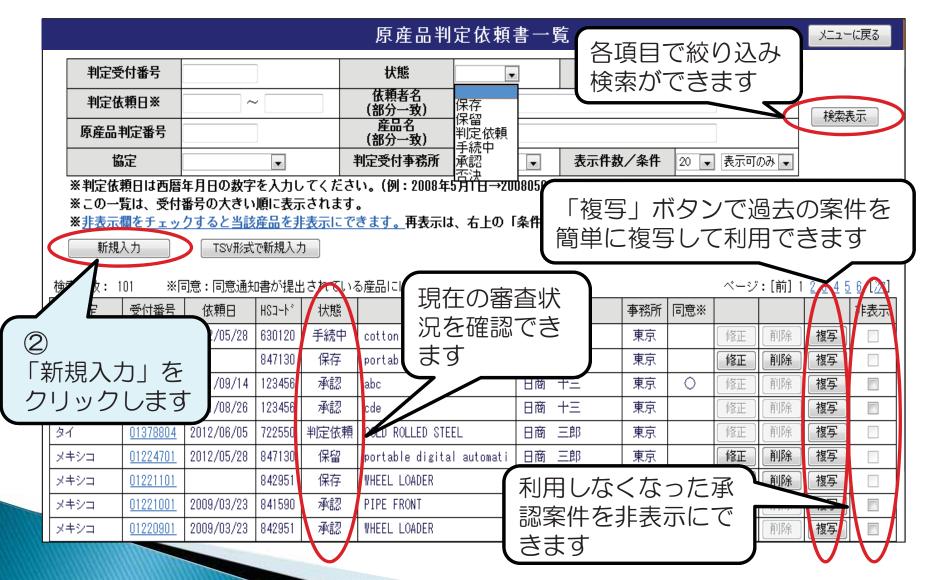
原産品判定依頼の留意事項②

- 原産品判定依頼の資格者:
 - 輸出産品の生産者か輸出者のみ(法第三条)
 - 国内卸商(輸出者でも生産者でもない者)は 生産者に代わって原産品判定依頼はできない
- ▶ 生産者/輸出者が判定依頼し、輸出産品が原産品であると確認された場合、当該産品に「原産品判定番号」が付与される
 - ・生産者が産品の輸出を輸出者に委ねる場合、 「原産品判定番号」の使用を認める旨を、 システム上で発給機関と輸出者に通知二同意通知
- ▶ 標準処理日数:3営業日(不備がない場合)
- 原産品判定に手数料は不要

原産品判定依頼の手続き①

特定原産地証明書発給システム ログアウト 判定依頼中 発給申請中 判定依頼中 発給申請中 14件 20件 ご利用者 判定手続中 発給手続中 14件 企業 判定手続中 発給手続中 31件 5件 誓約書申請 9件 誓約書申請 20件 交付準備完了 交付準備完了 ※ 04月11日 15時04分現在の[日商 三郎]様の状況です。 ※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは[0件]件です。 メインメニュー ■■■■■■ 原産品判定 発給申請 原産品判定依頼書入力 発給申請書入力 原産品同意通知書 原産品同意通知書照会 原産品(書 書•受領書印刷 |書情報入力(スイス・ベルーのみ) 「原産品判定依頼書入力」 をクリックします 企業情報 企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む) 有効期限の更新(期限30日前から手続可能) メール送信設定

原産品判定依頼の手続き②



原産品判定依頼の手続き③

原産品判定依頼書

メニューに戻る

キャンセル 保存 判定依頼

日本商工会議所 御中

- 1. 当社/私は、標記原産品判定依頼に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該原産品判定依頼書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。
- 2. 当社/私は、当該原産品判定依頼書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定は3年間)保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。
- 3. 当社/私は、当該判定依頼書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します

①当該特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこ ②当該原産品判定依頼書の内容に誤りがあったこと

注意事項

特定原産地証明書の発給申請時点で、本原産品判定依頼書は、経済連携協 「特定原産品であることを明らかにする資料」に相当します。よって、虚り 用されますので十分注意してください。

以上の事項のとおり言約し

(t ()

画面の誓約事項を 確認して「はい」 をクリックします 4

「協定」と「判定依頼する事務所」を選択

原産品判定生

メニューに戻る

判定依頼者

名を確認し

てください

※協定は後で変更すると入力したデータが無効になる場合があります。
、お間違えのないようにご注意ください。
判定事務所を選択しないと、登録住所の最寄りの事務所をシームが自動的に選択します。

協定	日外協定 ▼ 利用する協定を選択してください。
判定事務所	事務所選択 ▼

***下記の欄のうち、@のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。 ***

■判定依頼者 原産品判定依頼は、原則、当該産品の生産者が行いますが、原産地証明書の発給申請者(輸出者)が行うこ (この場合、発給申請者(輸出者)は生産者から当該産品に関する情報(証明資料)を入手する必要があ

いずれの場合も、特定原産品であることを明らかにする資料を、日本商工会議所の求めに応じて提出する者でなければなりません。

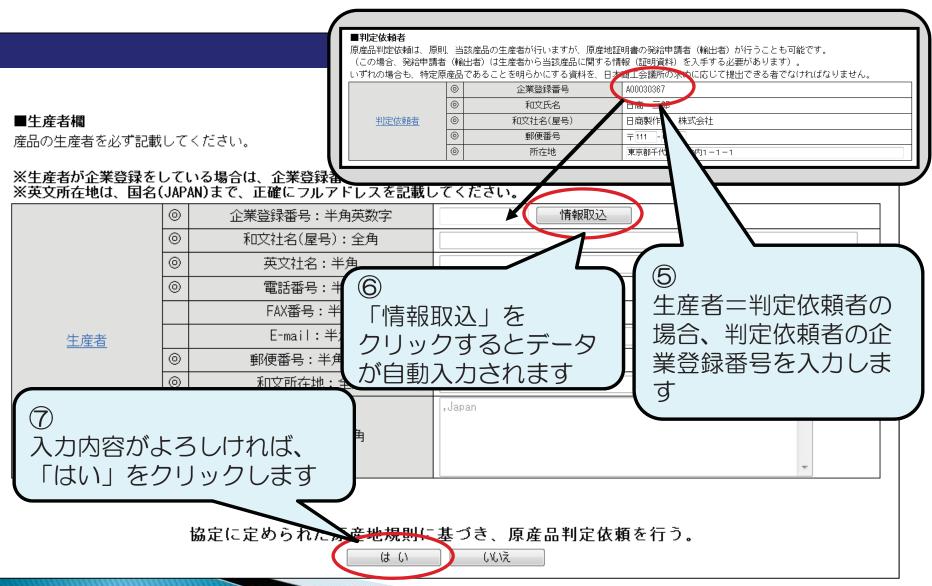
	0	企業登録番号	A00030367
	0	和文氏名	日商 三郎
判定依頼者	0	和文社名(屋号)	日商製作所 株式会社
	0	郵便番号	〒111 -000
	0	所在地	東京都千代田区丸の内1-1-1

■生産者欄

産品の生産者を必ず記載してください。

※生産者が企業登録をしている場合は、企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。 ※企業登録をしていない生産者の場合は、企業登録番号欄に"999999999"(数字9桁)を入力して情報を入力してください。

原産品判定依頼の手続き④



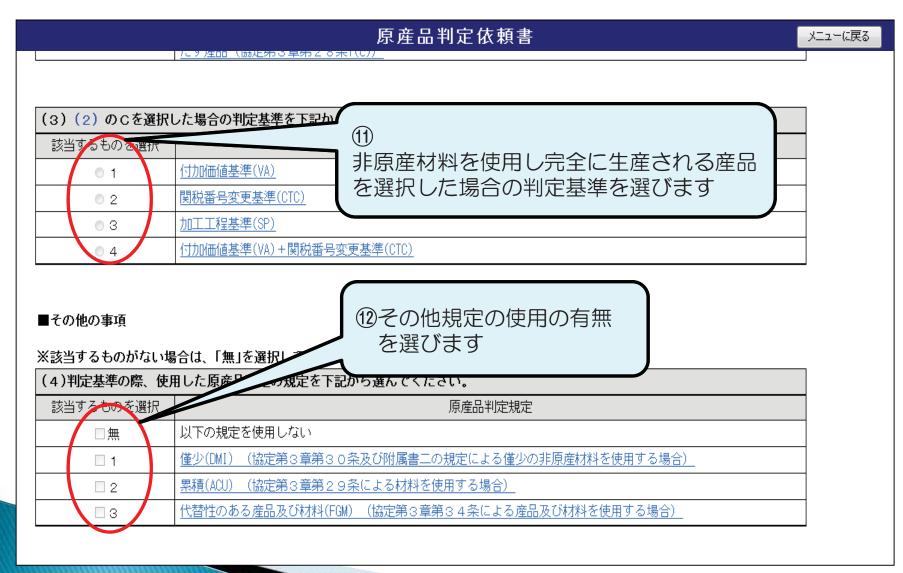
原産品判定依頼の手続き⑤

原産品判定依頼書 メニューに戻る ■閏殺分類番号(tariff_classification_number) ⑨産品名称を英語で入力します。 載してくれ ⑧HSを6桁で入力します。 ブランド名だけ、品番のみでは 原則とし 5記載してください。 協定によりHS2002と 証明できません。 Descrip HS2007のどちらで入力 証明できません。具体のかって限めば問題名で記載して、たらい。 ものを使用してください。また、200 するかが異なります。 び英文名称を入力してください。 原産品の判定基準を選択します 原産品判定対象の HSコード (6桁) • 完全生産品 原産材料のみから完全に生産される産品 • 非原産材料を使用し完全に生産される産品 ■特惠基準(Preference criterion) 協定に基づき、輸出される産品が関税上の特恵登 なければなりません。 ★インド協定の場合はこの画面 ※特恵基準を選択してください。 ※特恵基準を選択してください。 (2)原産品判定基準:原本面判定基準を下記から選んで (2)原産品判定基準:原産品判定基準を下記から 該当するものを選択 該当するものを選択 日本国内で完全に得られ又 日本国内で完全に得られ又は生産 A A 日本国内において完全には 日本国内において原産材料のみた B 格割合が35%以上であるこ ○ B (一般規則) が行われているもの(協定 日本国内において非原産材料を使 の要件等を全て満 日本国内において完全には C たす産品(協定第3章第28条1

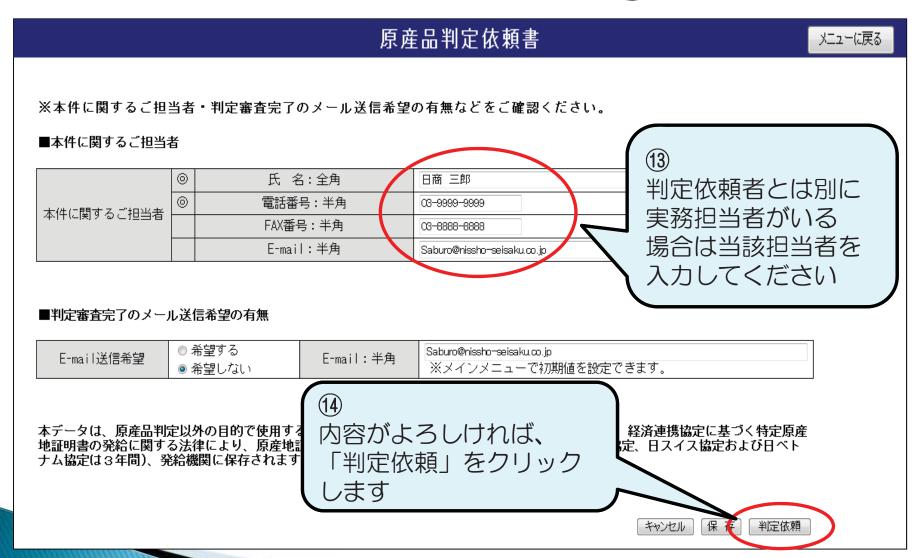
● B (品目別規則)

かかわらず、協定附属書Ⅰ

原産品判定依頼の手続き⑥



原産品判定依頼の手続き⑦



STFP3 STFP4 STEP5 STEP6 STEP7 STEP8

原産品判定

同意通知書の提出 (1

〈判定依頼者=生産者(≠輸出者)の場合〉

特定原産地証明書発給システム

ログアウト

	判定依頼中	7 件	発給申請中	6件
ご利用者	判定手続中	5件	発給手続中	14件
	誓約書申請	2 件	交付準備完了	9件

	判定依頼中	14件	発給申請中	20 件
企業	判定手続中	6件	発給手続中	31件
	誓約書申請	2 件	交付準備完了	20 件
ツ ナも#99月ゼウA F I 以中本 F A Mark # はったった かは [A M] M - 本土				

[※] 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは[0件]件です。



原産品判定

※ 04月11日 15時04分現在の「日商 三郎」様の状況です。

原産品判定依頼書入力

原産品同意通知書入力

原産品(誓約書)利

原産品判定依頼書 入力をクリックし ます

企業情報

企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む)

有効期限の更新(期限30日前から手続可能)

メール送信設定

発給申請

発給申請書入力

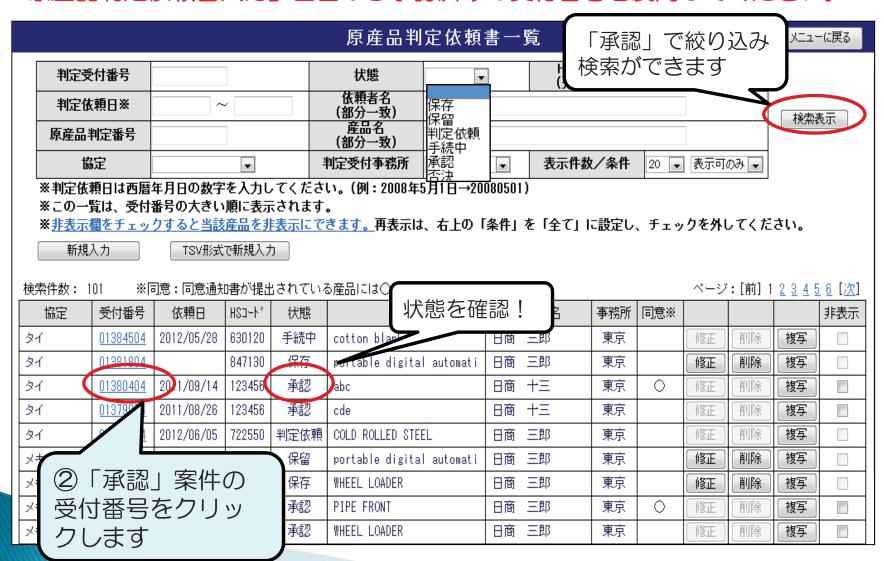
原産品同意通知書照会

引換書•受領書印刷

誓約書情報入力(スイス・ベルーのみ)

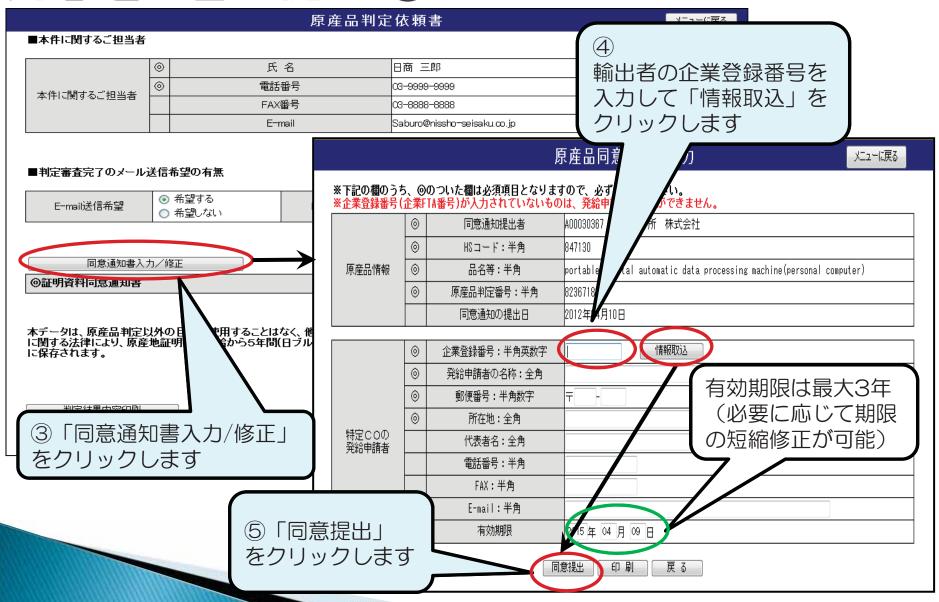
同意通知書の提出 ②

★「原産品判定依頼書入力」画面から承認済みの受付番号を展開してください。



原産品判定

同意通知書の提出 ③



特定原産地証明書取得手続き

STEP7 発給申請

発給申請の留意事項

- ▶ 発給申請できるのは「輸出者」のみ
 - 申請情報入力の主な留意点
 - ・出航日の入力は必須
 - 特定原産地証明書に印字される産品名は、原産品判定済みの産品名称と同一であることが原則
 - *ブランド名や型番等を、産品名称の後ろに括弧 書き等で付記することは可能
 - 未来日のインボイス日付の入力は不可
 - L/C等で求められても、定められた事項以外の 文言等の証明書への記載は不可
- ▶特定原産地証明書のイメージの確認 「保存」にすればイメージプレビューで確認可能
- ▶標準処理日数:2営業日(不備等がない場合)

発給申請の手続き①

特定原産地証明書発給システム

ログアウト

	判定依頼中	7 件	発給申請中	6件
ご利用者	判定手続中	5件	発給手続中	14件
	誓約書申請	2 件	交付準備完了	9件

	判定依頼中	14件	発給申請中	20件
企業	判定手続中	6件	発給手続中	31件
	誓約書申請	2 件	交付準備完了	20件

※ 04月11日 15時04分現在の[日商 三郎]様の状況です。

※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは[0件]件です。

■■■■■■ メインメニュー ■■■

原産品判定

原産品判定依頼書入力

原産品同意通知書入力

原産品(誓約書)利果出海

① 「発給申請書入力」 をクリックします 発給申請

発給申請書入力

原産品同意通知書照会

引換書•受領書印刷

誓約書情報入力(スイス・ベルーのみ)

企業情報

企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む)

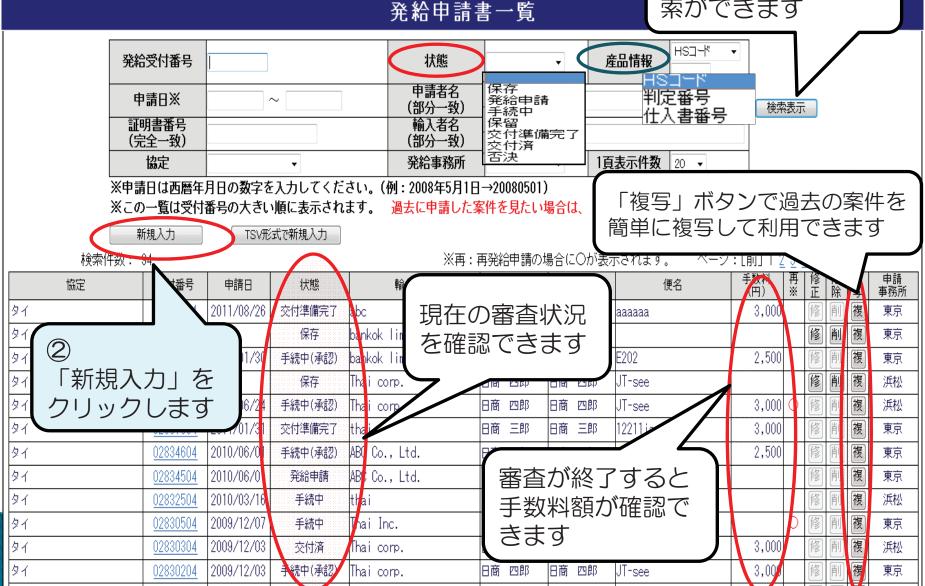
有効期限の更新(期限30日前から手続可能)

メール送信設定

発給申請の手続き②

STEP1 STEP2 STEP3 STEP4 STEP5 STEP6 STEP7 STEP8 発給申請

請書一覧各項目で絞り込み検素ができます



発給申請の手続き③

発給申請書一覧 メニューに戻る 保存 発給申請 キャンセル 発給申請書 日本商工会議所 御中 注意事項 1. 当社/私は、標記発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容 は全て真正であることを誓約します。 2. 当社/私は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協 定、日スイス協定および日ベトナム協定は3年間)保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約し ます。 3. 当社/私は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。 ①当該特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと ②当該特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと ③当該特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと 以上の事項のとおり誓約し、発給申請書を記入します。 ※発給申請する協定名、証明書の発給事務所を選択してください。 協定 発給事務所 3 ※下記の欄のうち、⑩のついた欄は必須項目となり 「協定」と「発給申請 ■発給申請者 する事務所」を選択し 特定原産地証明書の発給申請は、原産品判定依頼により 発給申請者が当該産品の判定依頼者ではない場合は、 号を入手してください。 ます また、発給申請に先立って、判定依頼者が判定を依頼 る必要があります。

発給申請の手続き④

発給申請書入力 メニューに戻る ■発給申請者 特定原産地証明書の発給申請は、原産品判定依頼により原産品として判定された産品の輸出者が行います。 発給申請者が当該産品の判定依頼者ではない場合は、予め当該産品の生産者(判定依頼者)から原産品判定番号を入手してください。 また、発給申請に先立って、判定依頼者が判定を依頼した事務所に「証明資料提出同意通知書」を提出している必要があります。 ※発給申請者の情報を記入してください。 日商 三郎 和文氏名 0 英文氏名 Saburo Nissho 0 企業登録番号 LA00030367 ⊚ 和文社名(屋号) 日商製作所 株式会社 0 英文社名 Nissho Seisakujo Co.Ltd. 和文役職:全角 部長 発給申請者 英文役職:半角 General Manager 電話番号:半角 03-9999-9999 03-8888-8888 FAX番号:半角 E-mail: 半角 Saburo@nissho-seisaku.co.ip 〒111 - 0000 ⊚ 郵便番号:半角数字 発給申請者と輸出者 0 所在地:全角 東京都千代田区丸の内1-1-1 は自動入力されてい ■輸出者のフルネーム、所在地および国名(Exporter's Name, Address and Country) ますので、内容を確 ※英文社名および住所は、証明書に印字されます。 認してください 和文社名(屋号) |日商製作所 株式会社| 0 英文社名 Nissho Seisakujo Co.Ltd. 企業登録番号 A00030367 03-9999-9999 電話番号:半角 FAX番号:半角 03-8888-8888 E-mail: 半角 Jiro@nissho-seisaku.co.jp 輸出者

輸送手段の入力方法は協定

ごとに異なりますので画面

の注意事項をよくご確認

ください

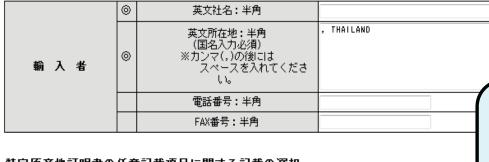
発給申請の手続き⑤

発給申請書入力

- ■輸入者又は荷受人のフルネーム、所在地等(Importer's or Consignee's Name、Address)
- ※輸入者(輸入申告者)名、住所等を記入してください。

英文所在地にあらかじめ表示している国名の表記は一例です。正式国名に変更しても構いません。 英文社名および住所は、証明書に印字されます。

輸入者の英文社名と英 文住所を入力します (英文住所は国名必須の協定 が大多数)



特定原産地証明書の任意記載項目に関する記載の選択

■輸送手段 (Means of transport and route)

※出航日(船荷証券または航空貨物運送状の日付)を記入してください。

出航(予定)日は必ず記入してください。遡及発給の場合のみ証明書には印字されます。

積込地、経由地(ある場合)、仕向地は必ず記入してください(右端のチェックボックスをはずさな

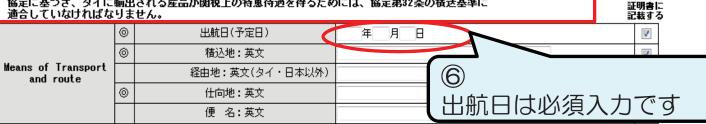
便名(船名またはフライトナンバー)は分かる範囲で記入してください。

実際と異なる便名を記載した場合、受理されない可能性があります。

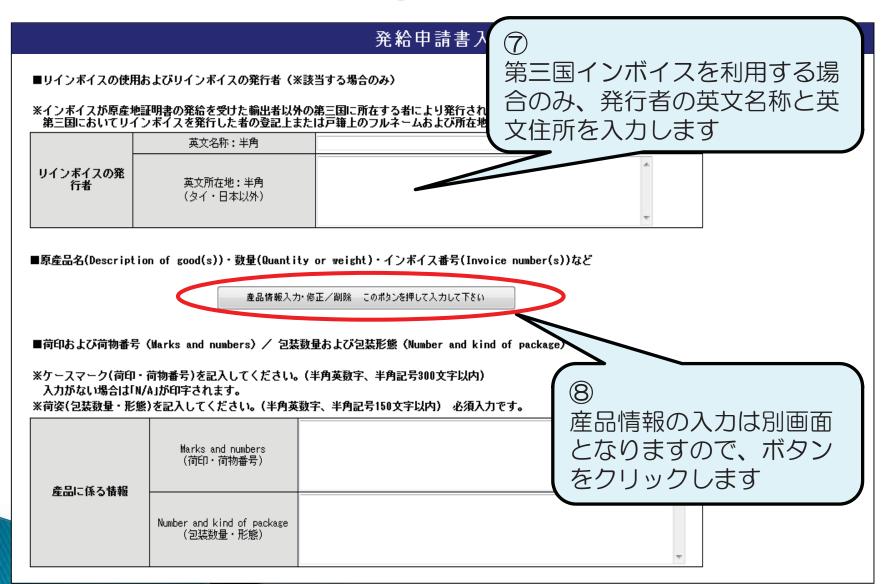
原産地証明書が遡及して発給される場合には、出航日、積込地、便名は必ず記入してください。

遡及して発給される場合は、欄8に"ISSUED RETROACTIVELY"と印字されます。

協定に基づき、タイに輸出される産品が関税上の特惠待遇を得るためには、協定第32条の積送基準に



発給申請の手続き⑥



発給申請の手続き⑦

STEP1 STEP2 STEP3 STEP4 STEP5 STEP6 STEP7 STEP8

発給申請



原産地証明書に印字される 原産品名は、ここで加筆修正が 可能です

除

産品 判定番号 原産地証明書に印字される原産品 HS⊐ード 6927813010 123456 labc

「登録」をクリックすると画面下方に 産品がリストアップされますので、複数の 産品を証明書に記載する場合は、登録作業 を繰り返し行います。全ての登録が終了し た後、「戻る」をクリックします。

発給申請の手続き⑧

登録した産品情報を確認してください

発給申請書入力

■原産品名(Description of good(s))・数量(Quantity or weight)・インボイス番号tinvo

産品情報入力・修正/削除 このボタンを押して入力して下さい。

	産品情報					
原産品	判定番号	原産品名	数量	単 位		
7728	900904	abc	100	pcs		
нѕ⊐−⊩	企業登録番号	原産地証明書に印字される原産品名	同意有効期限	インボイス番号	インボイス日付	
123456	A00030367	abc		nissho-123	2012年05月30日	

■荷印および荷物番号(Marks and numbers) / 包装数量および包装形態(Number and kind of package)

※ケースマーク(荷印・荷物番号)を記入してください。(半角英数字、半角記号300立字)は入力がない場合は「N/A」が印字されます。

※荷姿(包装数量・形態)を記入してください。(半角英数字、半角記号150文字以

Marks and numbers (荷印・荷物番号) 英数字、半角記号150文字以
NS Co.,Ltd. Bangkok C/No.1値合合付のの</t

産品に係る情報

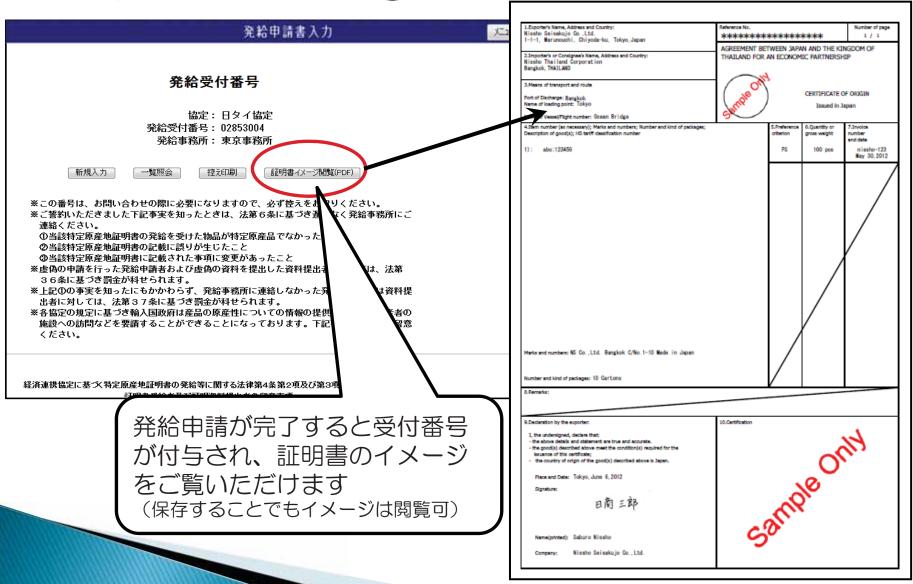
Number and kind of package (包装数量・形態)

10 Cartons

発給申請の手続き9

尧給申請書入力 氏 名:全角 日南 三郎 発給申請者とは別に 電話番号:半角 03-9999-9999 本件に関するご担当 実務担当者がいる FAX番号:半角 03-8888-8888 E-mail: 半角 Saburo@nissho-seisaku.co.jp 場合は当該担当者を 入力してください ■手数料納付・証明書の交付方法 ※希望する手数料の納付方法、証明書の交付方法を選択してください。 振込納付の場合は、ご入金の確認後に交付いたします。 ◎ 現 金 ◎窓 □ 交付(受取)方法 手数料納付方法 ◎振 込 郵 送 領収書の宛名は変更できます ■現金納付における証明書受領者名(領収書の宛名)について 日商製作所 株式会社 証明書受領者名 行は現金納付のみです。宛名の初期設定値は発給申請者名(社名)ですが、変更することが可能です。 (領収書の宛名):全角 複写の場合は、複写元の内容がそのまま反映されます。なお、空欄または上様での領収書発行はできません。 (16)■交付準備完了後のメール送信希望の有無 内容がよろしければ、 ◎ 希望する Saburo@nissho-seisaku.co.jp E-mail送信希望 E-mail: 半角 ※メインメニューで初期値を設定できます。 ◎ 希望しない 「発給申請」をクリック 本データは証明書の発給以外の目的で使用することはなく、ほかに公表されることもありません。また、経済 します 証明書の発給等に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定、日 協定は3年間)、発給機関に保存されます。 ご入力いただいた文字数が多い場合、改行の関係(印字の際、半角スペースで区切られた 1 つの単語の途中では改行せずに の行へ印字します)で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容をご確認 品名、Marks and numbers 欄は、特にご注意ください)。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れる。 t次 (産 整す ることができます。 発給申請 キャンセル 保存 保存をすると証明書イメージがご覧いただけます。

発給申請の手続き⑩



特定原産地証明書取得手続き

STEP8 手数料の納付、証明書の受け取り

手数料の納付、証明書の受け取り

- ▶手数料:基本料2,000円+加算額@500円×産品数
 - 同じ産品を21回以上利用:加算額は50円に
- ▶日本商工会議所各事務所(全国22カ所)で特定原産地 証明書を交付

納付方法	受取方法		
現金	窓口 引換書+発給手数料と引き換え		
	窓口	発給手数料は事前振込 (事前振込等連絡票を日商・国際部へFAX) 引換書と引き換え	
振込	郵送	発給手数料は事前振込 (事前振込等連絡票を日商・国際部へFAX) 郵送料は代引	

※その他、一定要件(件数または金額)を満たす場合は、「後日払い」もご利用いただけます。

引換書・受領書の印刷方法



引換書・受領書のイメージ

日タイ協定

現金・引換書

日本商工会議所 東京事務所 御中 平成24年11月20日

申請者名 日商製作所株式会社 日商 三郎

特定原産地証明書引換書

以下の発給受付番号の特定原産地証明書の引換をお願いいたします。

(合計)	1件	¥3,000
(発給受付額	6号)	(金額)
1 No 0285	2804	¥3,000

事前振込・引換書

日本商工会議所 東京事務所 御中

申請者名 株式会社日商商事KK

日タイ協定

平成25年03月25日

日商 太郎

特定原産地証明書引換書

以下の発給受付番号の特定原産地証明書の引換をお願いいたします。

(合計)	1件	¥2,500
(発給受付	番号)	(金額)
1. No 0285	58104	¥2.500

1/1

証明書の受け取り

事前振込等連絡票



保存義務、罰則

※「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に基づく

保存義務

特定原産地証明書の発給を受けた輸出者や原産品判定依頼を行った生産者は、特定原産地証明書の発給日から5年間(日ブルネイ協定、日スイス協定、日アセアン協定、日ベトナム協定の場合は3年)、その特定原産地証明書に記載された産品の原産性を判断するために用いた情報や書類を保存しなければなりません。

罰則

違反行為の内容	該当条文	罰金額
標章の使用制限違反	第35条	50万円以下
虚偽の申請書又は虚偽の資料の提出	第36条	30万円以下
原産品でなかったことの通知義務違反	第37条	30万円以下
原産地証明書の返納義務違反	第38条	30万円以下

検認(Verification)

輸入国の関係当局は、輸出国から輸入される産品がその輸出国の原産品であるか否かを決定するため、輸出国の権限のある政府当局に対し、下記の要請ができる旨の規定あり。なお、期限※までに回答がない場合、または回答が不十分な場合には特恵待遇が否認される場合あり。

- ①締約相手国から日本国に対する情報提供の要請
- ②締約相手国が必要と認める場合に、日本国に対する追加の情報提供の要請
- ③①、②で満足しない場合に、日本国(経済産業省)が締約相手国税関職員の立会の下に実地に生産設備を確認すること等の要請
- ※回答の期限については、特定原産地証明書発給申請マニュアルP.42、または日商ウェブサイト「特定原産地証明書の受給後のその他の留意事項 URL:http://www.jcci.or.jp/gensanchi/ryuijikou.html)」をご参照ください。

お問い合わせ先

<特定原産地証明書に関する相談>

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当		TEL: 03-3283-7850		
判定	発給	日商事務所		
	O	札幌事務所	(札幌商工会議所内)	TEL: 011-231-1332
	0	仙台事務所	(仙台商工会議所内)	TEL: 022-265-8126
	0	黑部事務所	(黒部商工会議所内)	TEL: 0765-52-0242
	O	干葉事務所	(千葉商工会議所内)	TEL: 043-227-4101
0	O	東京事務所	(東京商工会議所内)	TEL: 03-3283-7771
0	0	横浜事務所	(横浜商工会議所内)	TEL: 045-671-7406
0	0	浜松事務所	(浜松商工会議所内)	TEL: 053-452-1112
	0	清水事務所	(静岡商工会議所内)	TEL: 054-353-3401
	0	富士事務所	(富士商工会議所内)	TEL: 0545-52-0995
0	O	名古屋事務所	(名古屋商工会議所内)	TEL: 052-223-5720
	0	蒲郡事務所	(蒲郡商工会議所内)	TEL: 0533-68-7171
	0	豊川事務所	(豊川商工会議所内)	TEL: 0533-86-4101
	0	四日市事務所	(四日市商工会議所内)	TEL: 059-352-8191
	O	福井事務所	(福井商工会議所内)	TEL: 0776-33-8253
0	0	京都事務所	(京都商工会議所内)	TEL: 075-212-6410
0	O	大阪事務所	(大阪商工会議所内)	TEL: 06-6944-6216
	O	神戸事務所	(神戸商工会議所内)	TEL: 078-303-5806
	0	広島事務所	(広島商工会議所内)	TEL: 082-222-6651
	0	福山事務所	(福山商工会議所内)	TEL: 084-921-2346
	0	高松事務所	(高松商工会議所内)	TEL: 087-825-3501
0	0	福岡事務所	(福岡商工会議所内)	TEL: 092-441-1114
	0	北九州事務所	(北九州商工会議所内)	TEL: 093-541-0185

<EPA 関連法令に関する相談>

(※認定輸出者制度含む) TEL: 03-3501-0539 経済産業省 原産地証明室